

カラオケを行う設備を有する飲食店経営者 各位

徳島県危機管理環境部危機管理政策課長  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴うカラオケ設備の利用自粛について（依頼）

日頃は、本県の危機管理行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年3月下旬以降の「アルファ株」による感染拡大「第四波」は、6月に入ると小康状態となったものの、その後、「アルファ株」からの置き換わりが進んでいる「デルタ株」による新たな感染拡大が東京圏を中心に発生しており、7月8日に開催された「政府対策本部会議」においては、東京都への「緊急事態宣言」の4度目の発出と沖縄県の「宣言」延長、埼玉県・千葉県・神奈川県・大阪府の「まん延防止等重点措置」の延長等が決定されるなど、今後、「7月22日からの4連休」や「夏休み・お盆」を控え、全国的に感染拡大の懸念が高まっております。

本県におきましても、7月11日に、約1ヶ月ぶりに「5名」の感染者が確認されたことにより、「直近1週間の新規感染者数」が「9名」となったこと、さらには、「デルタ株」が京阪神や岡山・広島・香川といった近隣府県でも確認されており、県民・事業者の皆様にも、可能な限り早期に、分かりやすい形で注意を喚起する必要があることから、同日「とくしまアラート・感染観察注意」を発動するとともに、「第5波・早期警戒期間」についても、このたびの政府による「緊急事態宣言」再発出等を踏まえ、「緊急事態宣言」の終期である「8月22日まで延長」することとしたところです。

つきましては、度重なるお願いとなり、大変恐縮ですが、貴店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、8月22日（日）までの間、当該設備の利用を控えていただきますよう、改めてお願い申し上げます。

なお、このたびの依頼は、スナック、カラオケ喫茶等におけるオープンスペースでの設備の利用自粛を想定しており、カラオケボックスにおける利用自粛は想定しておりません。

担当者 徳島県 危機管理環境部 危機管理政策課 危機管理担当  
電 話 088-621-2708 電子メール kikikanriseisakuka@pref.tokushima.jp